

クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針

平成23年（2011年）10月17日

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

I. 現状および県の基本認識

[現 状]

- 産業廃棄物最終処分量の大幅な減少により、平成22年度の受入実績では、受入量においては当初計画の1/2程度に、処理料金収入においては1/4に止まるなど、極めて厳しい経営環境に置かれている中、平成20年度より開業後3年間の状況を見極めるとして県の公共関与を強め、多額の出えん金の拠出により辛うじて経営を支えているが、財務内容は未だ多額の負債を抱えた債務超過の状態。
- 平成21年度の県行政経営改革委員会提言では、「22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業休止も含め経営のあり方を抜本的に見直すこと。」とされた。
- 昨年度設置した「クリーンセンター滋賀経営改革方針検討委員会」（以下「検討委員会」という。）からは、施設の必要性、経営改善の可能性、県の公費負担、地元との関係の4つの指標で、売却・早期閉鎖も含めた24パターンケースを分析した結果、いずれも県の資金援助を継続しながら第Ⅱ期工事を実施し容量の確保を図る3つのケースについて、まず目指すべき姿として報告された。

[基本認識]

- 県としては、センターが県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であり、今後において民間企業による当該施設の整備が非常に困難な状況を考えれば、廃棄物の適正処理の推進のみならず、企業誘致のための産業基盤の確保、さらには災害発生時の危機管理などの観点からも、県にとって必要不可欠、かつ代替性のない施設であることから、今後の埋立状況を見据えながら第Ⅱ期工事を進め、今後ともこの貴重な資産を有効かつ大切に使うことが最終的に県民の利益に資するものとする。
- 但し、産業廃棄物の最終処分を取り巻く状況は、更なる減量化の進展や、景況の動向、競合する近隣処分場の動向など流動的な要素が多く、これら状況の変化には弾力的に対応していく必要がある。さらに、センターの経営にあたっては、今後とも地元区・市の理解・協力の下に進めていく姿勢が不可欠である。

II. 経営改善へ向けた県の基本姿勢

上記の現状ならびに基本認識を踏まえ、県のクリーンセンター滋賀の経営改善に当たっての基本姿勢を次のとおりとする。

- 第一段階（5年間）においては、センターの経営母体である(財)滋賀県環境事業公社の経営破綻を回避し、同公社の持続可能な経営基盤の確保へ向け、経営改善に関する不断の努力を継続させながら、県が必要最低限の資金的支援を行うものとする。
- 第二段階（6年目以降）に向け、今後のリサイクル社会の進展や、廃棄物処理に関する技術革新、競合処分場の動向など廃棄物を巡る環境の変化を踏まえ、第一段階の期間中に施設の更なる延命化や効率化など、将来的なセンター運営のあり方について検討を進める。

III. 第一段階における県の基本方針

クリーンセンター滋賀の経営改善に向けた第一段階における県の基本方針は、次に掲げる3項目とする。

番号	基本方針として掲げる内容
1	<p>〔(財)滋賀県環境事業公社による中期経営計画の策定〕</p> <p>(財)滋賀県環境事業公社（以下「公社」という。）は、県の基本認識および基本姿勢を踏まえ、公社の主体性を確保しつつ、公社の責任において、センターの持続的経営が可能となる経営基盤を確立するため、以下の項目について具体的な実施策を明記した「中期経営計画（以下「計画」という。）」を策定するものとする。</p> <p>なお、計画は、平成24年度からの5年間を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 年度経常収支の黒字確保へ向けた対応策<ul style="list-style-type: none">① 受入廃棄物の物量確保策② きめ細かな埋立処分料金の設定などCS（顧客満足度）向上策③ 直接事業費ならびに人件費等一般管理費の削減策④ 地元との協議結果を踏まえた地域振興費の精査・見直し(2) 全体収支改善に不可欠な第Ⅱ期工事の実施策(3) 運営面における一層の安全・安心を確保するための対応策(4) 埋立期間の延長へ向けた検討ならびに課題の抽出
2	<p>〔実効性の確保〕</p> <p>計画の策定にあたっては、市場の現状を踏まえた精度の高い収支見通しのもとに、明確な数値的経営目標・進行目標を設定する。さらに、計画の遂行にあたっては、社外民間有識者の関与の下に的確な進行管理を実施することで、計画の実効性を確保する。</p>

番号	基本方針として掲げる内容
3	<p>[県の資金的支援]</p> <p>今後のセンター運営にあたっての事業経費支出は、廃棄物処理料金収入の範囲内に止め、経常事業収支における自律確保を基本原則とする。県の資金支援については、その上で不足する投資的・財務的経費をその対象とし、資金支援内容の明確化・透明化を進めることで、県民への説明責任を果たして行く。</p>

IV. 将来的な行政課題への対応に向けて

本県の廃棄物最終処分場を取り巻く状況を長期的な視点で捉えた場合、次に示す点が大きな課題として既に認識されているところである。

- ① 現在県内には民間も含め産業廃棄物の最終処分場の整備計画は無く、さらに今後とも整備は期待できない状況にある一方、「環境」を県政の基本テーマに掲げる本県としては、産業廃棄物の自県内最終処分を目指し、今後とも一定県の責任において処分場所を手当する必要があること。
- ② 危機管理の一環として、県内市町が被災した場合における災害廃棄物の処分について常に一定の枠を確保しておく必要があること。また、平成33年度に予定されているフェニックス計画の終焉後における一般廃棄物の最終処分方法について、多くの市町で課題と認識されており、センターの動向が少なからず影響を与えるものと予想されること。

こうした状況を勘案すれば、将来においては、冒頭の「県の基本認識」で示した「センターを貴重な資産として有効かつ大切に使う」姿勢を前面に打ち出した運営方針への転換を迫られる局面も想定される。

また、冒頭の基本認識で示したように、足下の産業廃棄物の最終処分を取り巻く状況も、流動的な要素が多い。

今回示した基本方針は、センターの経営が危機的状況にある現状を踏まえ、第一段階として、その存続と応急的な経営体質の改善を第一義的な課題と捉え、その解決へ向けた方針を策定したものであるが、流動的な足下の経営環境への対応や上述の将来的な行政課題の解決も見据え、あらゆる事態に対しても弾力的・機動的な対応が可能となるよう、まずは、センターの安定的経営基盤を確保し、その経営体力の充実を図ることを目的とするものである。

(以 上)

(参考：施設概要)

施設	産業廃棄物管理型最終処分場
設置者	財団法人滋賀県環境事業公社
所在	滋賀県甲賀市甲賀町神645番地
全体埋立容量	130万m ³
廃棄物埋立容量	90万m ³ (100万t)
埋立計画期間	15年間 (平成20年10月供用開始)
受入廃棄物	滋賀県内の事業所から排出される産業廃棄物

(これまでの経過)

	施設整備関係	経営改善関係
平成3年8月	「第3次滋賀県産業廃棄物処理計画」を策定、公共関与による処分場確保方針を明示、県下5カ所での設置可能性について検討着手	
平成4年5月	旧甲賀町、旧土山町および地元との協議開始	
平成8年3月	埋立容量130m ³ 、埋立期間15年で地元と覚書締結	
平成10年度	環境影響評価を実施 (～15年度)	
平成15年度	旧甲賀町と協定締結	
平成16年度	旧土山町および地元との協定締結	
平成17年度	施設整備工事着手	
平成19年度	施設整備完了	受入対象廃棄物の大幅な減少に伴う採算見込の大幅な下方修正により、県が公共関与を強める方針表明 開業後3年間の受入実績を見た上で改善方針を策定することとされた (19年12月議会)
平成20年度	供用開始 (10月30日)	出えん金拠出開始
平成21年度		県行政経営改革委員会提言 「22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業休止も含め経営のあり方を抜本的に見直すこと」
平成22年度		上記提言を受け、クリーンセンター 滋賀経営改革方針検討委員会設置 委員会より知事へ報告 (3月)